

## ○三好市空き家情報登録制度設置要綱

平成20年3月27日

告示第8号

改正 平成27年12月21日告示第77号

令和2年6月11日告示第75号

令和3年3月31日告示第46号

(趣旨)

第1条 この告示は、三好市における空き家の有効活用を通して、三好市民と都市住民の交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、空き家情報登録制度(以下「空き家バンク」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築(建築する予定のものを含む。)し、現に居住していない(近く居住しなくなる予定のものを含む。)市内に存在する建物及びその敷地又は建物の跡地若しくは造成地をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家の売買、賃貸等を希望するその所有者等から申込みを受けた情報を、市内へ定住等を目的として、空き家の利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)に対し、紹介を行うシステムをいう。
- (4) 農地付空き家 付属する遊休農地を有する空き家をいう。

(適用上の注意)

第3条 この告示は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家バンクによる空き家に関する登録を受けようとする所有者等は、空き家バンク登録申込書(様式第1号)及び空き家バンク登録カード(様式第2号。以下「登録カード」という。)を市長に提出しなければならない。

2 空き家バンクによる空き家に関する登録を受けようとする所有者等は、登録カードに記載さ

れた情報の他、必要な情報について、承諾書(様式第3号)により、市が収集、登録、公開、利用希望者等への提供等を行うことについて承諾するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認し、必要に応じて実地調査を行い、空き家バンク登録台帳に登録するものとする。ただし、登録することが適当でないと思えたときは、この限りでない。
- 4 市長は、前項前段の規定による登録をしたときは、空き家バンク登録完了書(様式第4号)、前項ただし書の規定により登録をしないときにあつては空き家バンク登録不可通知書(様式第5号)により、当該申込者に通知するものとする。
- 5 市長は、第3項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクに登録することが好ましいと思えられるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第4項の規定による登録完了書の通知を受けた申込者(以下「登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク登録変更届書(様式第6号)に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、市長に届け出なければならない。

(空き家バンクの登録の取消し)

第6条 市長は、当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき、登録から2年を経過したとき又は空き家バンク取消し願い書(様式第7号)の届出があったときは、当該空き家台帳の登録を削除するとともに、空き家バンク取消し通知書(様式第8号)を当該登録者に通知するものとする。ただし、登録から2年間を経過したものについては、改めて登録申込みを行うことにより、再登録することができるものとする。

(情報提供及び利用登録)

第7条 市長は、必要に応じて、登録者の登録された必要な情報を利用希望者に提供するものとする。

- 2 利用希望者は、前項の規定による情報の提供を受けようとするときは、空き家バンク利用登録申込書(様式第9号)により市長に申し込むものとする。
- 3 市長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めるときは空き家バンク利用登録台帳に登録し、空き家バンク利用登録完了書(様式第10号)により当該申込者(以下「利用登録者」という。)に通知するものとする。

(利用登録に係る登録事項の変更の届出)

第8条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク利用登録変更届書(様式第11号)を市長に届け出なければならない。

(利用登録者の登録の取消し)

第9条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクの利用登録を抹消するとともに、空き家バンク利用登録取消し通知書(様式第12号)を当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 次条に規定する要件を欠くものと認められるとき。
- (2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (3) 申込内容に虚偽があったとき。
- (4) 空き家バンク利用登録の取消しの届出があったとき。
- (5) 利用登録から2年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより再登録した場合は、この限りではない。
- (6) その他市長が適当でないと認めたとき。

(空き家バンク利用の申請要件)

第10条 空き家バンクの情報を受け、空き家を利用しようとする利用希望者は、その利用において、次のいずれかの要件を満たしていなければならない。

- (1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与できる者
- (2) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、三好市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者
- (3) その他市長が適当と認めた者

(空き家バンク利用の申込み及び通知)

第11条 空き家バンクを利用しようとする利用希望者は、空き家バンク利用申込書(様式第13号)及び誓約書(様式第14号)に希望物件の番号(第4条の規定により登録された登録番号をいう。)その他必要な事項を記入し、市長に申し込むものとする。

2 市長は、前項の規定により申込みのあった場合で、前条に規定する要件を満たすものと認めたときは、当該希望物件の登録者へその旨を通知するものとする。この場合において、当該登録者の代理又は媒介を行うものがあるときは、その者に対しても同様とする。

3 前項の通知を受けた登録者又は登録者の代理若しくは媒介を行う者は、遅滞なく当該利用希望者へ回答し、市長へその回答内容を報告するものとする。

(登録者と利用希望者の交渉等)

第12条 市長は、登録者と利用希望者との空き家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

(空き家に付属する農地の取扱い)

第13条 農地付空き家における農地の下限面積における取扱いについては、三好市農業委員会が定める基準によるものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月21日告示第77号)

この告示は、平成28年2月1日から施行する。

附 則(令和2年6月11日告示第75号)

この告示は、令和2年7月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第46号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

三好市長 様

空き家バンク登録申込書

(住 所) \_\_\_\_\_

(氏 名) \_\_\_\_\_ 印

このことについて、三好市空き家情報登録制度要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第4条第1項の規定により、次のとおり「空き家バンク」へ登録を申し込みます。

- 1 登録内容は、様式第2号「空き家バンク」登録カード記載のとおりです。
- 2 次に掲げるすべての事項に同意します。
  - ①市長が当該空き家及びその所有者の確認を行なうため、住宅図面等の課税資料を閲覧し、又はその写しの交付を受けること。
  - ②市長が実施する実地調査により、登録することが適当でないと判断する場合は、登録を不可とすること。
  - ③市長が当該空き家の現地調査(写真撮影を含む。)を必要に応じて実施する宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者に登録内容を情報提供すること。
  - ④市長が三好市ホームページ等において登録された物件の紹介(写真、内部動画を含む。)をすること。
  - ⑤市長が空き家バンク登録台帳に登録された内容を利用希望登録者に閲覧させ、又はその写しを交付すること。
- 3 市長が実施する実地調査の結果、登録不可となった場合でも、空き家活用手段として宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者に様式第2号「空き家バンク」登録カードに記載されている内容を提供することを承諾します。

①はい( ) ②いいえ( ) ※どちらかのカッコの中に○印をご記入ください。
- 4 契約交渉について、次のとおり①(直接型)又は②(間接型)のいずれかを選択します。
  - ①契約交渉に関わる全てについて、所有者等と利用希望者の両者間で、責任をもって行います。
  - ②契約交渉に関わる全てについて、\_\_\_\_\_へ仲介を依頼します。併せて、仲介業者への情報提供を承諾いたします。
- 5 登録内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出ます。

※裏面の注も必ずご確認ください。

注

- (1) 三好市では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、「所有者等」と「利用希望者」間で行なう物件の賃借・売買に関する交渉、契約等に関しての仲介行為は行っていません。仲介を希望される方は、宅建業者への依頼をお勧めいたします。  
また、「所有者等」と「利用希望者」の両者間で交渉する場合、契約に関するトラブル等については、責任をもって当事者間で解決をお願いします。
- (2) 三好市個人情報保護条例（平成 18 年三好市条例第 13 号）の規定の趣旨に基づき申込みされた個人情報は、利用希望者及び宅地建物取引業者への提供のほかは、本事業の目的以外に利用いたしません。

様式第2号（第4条関係）

空き家バンク登録カード

登録No.		分類	住 宅	□賃貸 □売却		
物件住所地						
所有者管理者	住所	(〒 - )				
	氏名		TEL	-	-	
	携帯	-	FAX	-	-	
	eメール	@				
その他連絡先	住所	(〒 - )				
	連絡先名		TEL	-	-	
希望価格	( ) 円 ※売却の場合					
物件の概要	築年数		築 年			
	面積		構造	補修の要否	補修の費用負担	
	土地	m <sup>2</sup>	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 補修は不要 <input type="checkbox"/> 多少の補修必要 <input type="checkbox"/> 大幅な補修必要 <input type="checkbox"/> 現在補修中	<input type="checkbox"/> 所有者負担 <input type="checkbox"/> 入居者負担 <input type="checkbox"/> その他	
	建物	1階				m <sup>2</sup>
		坪				
	2階	m <sup>2</sup>				
坪						
間取り	1階	<input type="checkbox"/> 居間( )畳 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 洋室( )畳( )畳 <input type="checkbox"/> 和室( )畳( )畳( )畳				
	2階	<input type="checkbox"/> 洋室( )畳( )畳 <input type="checkbox"/> 和室( )畳( )畳 <input type="checkbox"/> その他( )				
利用状況	□放置( )年		電 気	□引き込み済み □その他		
	□別荘		ガ ス	□プロパンガス □その他		
□その他		設備状況	風 呂	□ガス □灯油 □電気 □その他		
			水 道	□上水道 □簡易水道 □その他( )		
			下 水 道	□下水道 □浄化槽 □その他( )		
			ト イ レ	□水洗 □汲取り /□和 □洋		
			車 庫	□有 □無	物 置	□有 □無
			庭	□有 □無	そ の 他	
主要施設等への距離	□駅	km	【間取り図(別紙可)】 【地図(別紙可)】			
	□バス停	km				
	□市役所	km				
	□病院	km				
	□消防署	km				
	□警察署	km				
	□保育園	km				
	□小学校	km				
	□中学校	km				
	□公営温泉	km				
	□公園	km				
	□スーパー	km				
	□ホームセンター	km				
	□	km				
□	km					
□	km					
特記事項	畑(なし、あり) → ありの場合詳細( ) 売買希望の方で賃貸の問い合わせ時 → (紹介してほしい、紹介しなくてよい) 入居する方がペットを飼っている場合 → (紹介してほしい、紹介しなくてよい)					
※受付日	年 月 日	※現地確認日	年 月 日			
※登録日	年 月 日	※有効期日	年 月 日			
※登録抹消日	年 月 日	□契約成立 □登録取消 □その他( )				

注1：抵当権及び相続登記の必要がある場合は、特記事項へ記載してください。

注2：※のある欄は記入しないでください。

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

三好市長 殿

承 諾 書

(住 所) \_\_\_\_\_

(氏 名) \_\_\_\_\_ 印

三好市空き家バンクへの物件登録申し込みをするにあたり、空き家バンクへ登録された際には、下記の1～3について承諾します。

記

- 1 市が当該物件の内部を動画撮影すること。
- 2 市が撮影した動画を市の指定する動画投稿サイト等で公開すること。
- 3 市の指定する動画投稿サイト等で公開している動画を利用希望者等へ提供又は利用希望者等が閲覧すること。

以上



様式第4号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

三好市長

「空き家バンク」登録完了書

年 月 日付けで申込のあった空き家バンクへの登録については、登録が完了しましたので、三好市空き家情報登録制度設置要綱第4条第4項の規定により通知いたします。

登録番号： 所有第 号

登録日： 年 月 日

有効期限： 年 月 日

※変更等生じた場合、速やかに手続きを行ってください。

様式第5号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

三好市長

空き家バンク登録不可通知書

年 月 日付で申込のあった空き家バンクへの登録については、実地調査等の結果登録しないことに決定しましたので、三好市空き家情報登録制度設置要綱第4条第4項の規定により通知いたします。

氏 名 :

物件住所 :

登録不可理由 :

様式第6号（第5条関係）

年 月 日

三好市長 様

申請者

印

「空き家バンク」登録変更届書

三好市空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱第5条の規定により、「登録台帳」の変更をお願いします。

登録番号： 所有第 号

変更内容： 様式第2号による。

※登録変更の場合、様式第2号へ登録番号及び変更箇所を記載し、提出してください。

様式第7号（第6条関係）

年 月 日

三好市長 様

申請者

印

「空き家バンク」取消し願い書

「空き家バンク」への登録を取り消したいので、届出いたします。

登録番号： 所有第 号

取消理由：

様式第8号(第6条関係)

第 号  
年 月 日

様

三好市長 印

空き家バンク取消し通知書

三好市空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱第6条の規定により、「空き家バンク」への登録を取り消したので通知します。

登録番号： 第 号

取消理由：

様式第9号（第7条関係）

年 月 日

三好市長 様

申請者 印

「空き家バンク」利用登録申込書

三好市空き家情報登録制度「空き家バンク」を利用したいので申し込みます。

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

年 齢 ( )歳

電 話 番 号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

ファックス番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

E - m a i l \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_

利 用 目 的 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

※申込みされた個人情報は、本事業の目的以外に利用いたしません。

様式第10号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

三好市長

「空き家バンク」利用登録完了書

三好市空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱第7条第3項の規定により、「空き家バンク」への登録が完了したので通知します。

登録番号： 利用第 号  
住 所：  
氏 名：  
登録日： 年 月 日  
有効期限： 年 月 日

※変更等生じた場合、速やかに手続きを行ってください。

様式第11号（第8条関係）

年 月 日

三好市長 様

申請者

印

「空き家バンク」利用登録変更届書

下記のとおり「空き家バンク」利用登録の変更をお願いします。

登録番号 : 利用第 号

住 所 :

氏 名 :

変更内容 : (別紙のとおり)



(別紙)

申込者	よみがな		生年月日		
	氏名		年齢	才	
	住所				
	電話番号				
	Eメール				
利用目的	住宅・店舗付住宅				
移転理由	定住・二地域居住・就農・転勤・その他( )				
勤務先	名称				
	住所				
	連絡先				
家族構成 (申込者除く)	氏名	続柄	年齢	生年月日	職業等
希望条件	希望家賃	円/月 ～ 円/月			
	希望エリア	井川・三野・池田・山城・西祖谷・東祖谷			
	希望間取り	( )部屋以上・( )㎡以上			
	車両の有無	なし・あり (ありの場合詳細: )			
	ペットの有無	なし・あり (ありの場合詳細: )			
	入居時期	平成 年 月 日ごろ			
	その他条件				

※申込みされた個人情報は、本事業の目的以外に利用いたしません。

様式第12号（第9条関係）

年 月 日

様

三好市長

「空き家バンク」利用登録取消し通知書

三好市空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱第9条の規定により、「空き家バンク」利用登録を取消したので通知します。

登録番号： 第 号

住 所：

氏 名：

取消理由：

様式第13号（第11条関係）

年 月 日

三好市長 様

申請者 印

「空き家バンク」利用申込書

三好市空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱第11条の規定により、次のとおり申し込めます。

希望物件番号 \_\_\_\_\_ 番

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

年 齢 \_\_\_\_\_ ( ) 歳

電 話 番 号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

ファックス番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

E - m a i l \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_

同居構成 ①氏名( )続柄( )年齢( )歳

②氏名( )続柄( )年齢( )歳

③氏名( )続柄( )年齢( )歳

④氏名( )続柄( )年齢( )歳

申込みされた個人情報は、「登録者」「登録者の媒介を行う業者」等への提供のほかは、本事業の目的以外に利用いたしません。

様式第14号（第11条関係）

誓 約 書

三好市長 様

私は、三好市空き家情報登録制度「空き家バンク」（以下「空き家バンク」という。）の利用申込に当たり、三好市空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱（以下「要綱」という。）に定める制度の趣旨等を理解したうえで、申込みを行います。

また、申込書記載事項に偽りはなく、要綱第10条に規定する要件等を遵守することを誓約します。

なお、「空き家バンク」への申請を通じて得られた情報については、私自身が利用目的に従って利用し、決して他の目的で使うことはありません。

今後、空き家を利用することとなったときは、三好市の生活文化、自然環境等への理解を深め、居住者としての自覚を持ち、よりよき地域住民となることをここに誓約いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

印

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第4条関係)

様式第4号(第4条関係)

様式第5号(第4条関係)

様式第6号(第5条関係)

様式第7号(第6条関係)

様式第8号(第6条関係)

様式第9号(第7条関係)

様式第10号(第7条関係)

様式第11号(第8条関係)

様式第12号(第9条関係)

様式第13号(第11条関係)

様式第14号(第11条関係)